

令和5年度地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金のご案内

申請受付追加決定！

令和5年6月7日に申請の受付を終了していた当補助金について、追加で申請を受付けます。

令和5年6月7日以降に設置した方が対象です。
令和5年6月7日から令和6年1月31日までに設置を完了した方は設置工事後の申請でも受付けます。

※1月末までに設置を完了されない方は必ず事前に申請をしてください。

★補助対象設備と補助金額

	補助対象設備	補助金額	予定件数	備考
1	太陽光発電システム	1 kWあたり2万円 (上限10万円)	50件	・住宅等の屋根等への設置に適した未使用のシステムであること。 ・システムの最大出力が10kW未満のもの。
2	家庭用蓄電池	設置又は購入費用の2分の1 (上限10万円)		・蓄電容量が2kWh以上のもの。 ・太陽光発電システムと同時設置可。
3	高効率給湯器	設置又は購入費用の2分の1 (上限10万円)		・エネファーム(一般社団法人燃料電池普及協会に登録された機器であること)。 ・エコキュート(JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が2.7以上であること)。 ・エコジョーズ(給湯部熱効率が94%以上であるもの)。 ・エコフィール(連続給湯効率(エネルギー消費効率)が94%以上であるもの)。 ※既存住宅等への設置に限る。
4	環境配慮型自動車導入	購入費用の2分の1 (上限10万円)		・電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る。(中古車を除く)。 ・クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の対象となる車両であること。 ・当該年度中に自動車検証の交付を受けたもの。

※補助金は、すべて先着順になります。各補助金とも、予算の範囲内で受付けます。

※この補助事業は、令和6年1月31日までは対象設備の設置工事後でも受付可能です。

※申請書等は、市民課環境政策班又は各支所・出張所で配布します。また、平戸市役所ホームページからダウンロードできます。

裏面へ

★補助金の目的

平戸市では、地球温暖化対策の一環及び物価高騰の影響による生活支援として、温室効果ガス排出量を削減するための設備導入を行う市民等に対して補助を行います。

★補助金を受けることができる方

- ・市内に住所を有する者及び市内に住宅等を有する事業者
 - ・市税等の滞納がない者
 - ・過去に本市及び国の同種補助金を受けたことがない者
 - ・未使用の設備等（中古品を除く。）を整備する者
 - ・令和5年6月7日（水）から令和6年3月29日（金）までに設置完了または完了を見込む者
- ※この他にも補助対象によって条件があります。必ず補助金交付要綱をご確認ください。**

★受付期間・場所等

期 間：令和6年2月29日（木）まで（先着順のため予算額に達した時点で終了します。）

時 間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

場 所：平戸市市民生活部市民課環境政策班（①番窓口 平戸市岩の上町1508番地3）

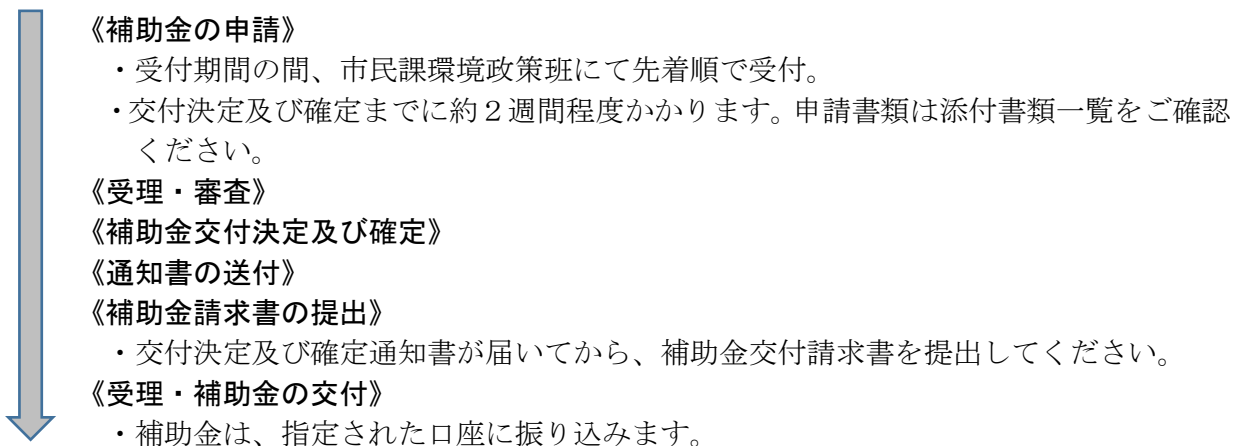
その他：予算及び受付の執行状況については平戸市役所のホームページで随時公表しますのでご確認ください。

★申請方法

交付申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付場所にご持参ください。

なお、補助金の交付・不交付の決定には日数がかかります（目安として2週間程度）。設置前申請される場合は、工事着工・購入・登録の期間に余裕をもって申請を行ってください。

★交付申請から補助金交付までの流れ(設置後申請の場合)



※設置前申請の場合は、必ず対象設備の設置前に申請してください。

※設置前申請の流れや添付書類等については、補助金交付要綱及び平戸市役所ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

平戸市役所市民生活部市民課環境政策班
TEL0950-22-9121（直通） fax0950-22-4241
E-mail kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp